

低炭素建築物新築等計画に係る 技術的審査料金規程

頁 No.1 / 3

LR-03-07

2013年1月31日制定

2024年3月5日改訂

2024年4月1日施行

この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」（以下、「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 日本建築センター（以下、「財団」という。）が実施する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査業務に係る審査料金について、必要な事項を定める。

なお、審査料金等には、消費税を含むものとする。（い）（ろ）（に）

1. 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

（1）財団が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金の額は、1依頼につき、法第54条第1項に定める認定基準のうち、所管行政庁が定める区分に応じて次に掲げる額を合計した額とする。（い）（ろ）（に）（へ）

1) 法第54条第1項第1号に係る技術的審査料金

依頼の別及び用途により、表1から表3に掲げる額を合計した額とする。（ほ）

用途 依頼の別	非住宅建築物 又は複合建築物 の非住宅部分	共同住宅等 又は複合建築物 の住宅部分	複合建築物
建築物全体	表3	表1 + 表2 ^{*2}	表1 + 表2 + 表3
住戸のみ		表1	表1

※複合建築物とは住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物をいう。

※一戸建ての住宅の場合は、「建築物全体」の依頼であっても表1の料金のみとする。

※令和4年9月30日以前に住戸のみの認定を受けている建築物の変更申請の場合は表1とする。

表1 「住戸」の依頼に係る技術的審査料金

依頼戸数	技術的審査料金
50戸以内のもの	121,000+M×2,420円
50戸を超え、100戸以内のもの	165,000+M×2,090円
100戸を超え、200戸以内のもの	220,000+M×2,090円
200戸を超え、500戸以内のもの	308,000+M×2,090円
500戸を超え、700戸以内のもの	418,000+M×1,870円
700戸を超え、1000戸以内のもの	550,000+M×1,870円
1000戸を超えるもの	別途見積

※M：技術的審査対象住戸数を示すものとする。

2013年1月31日制定

2024年3月5日改訂

2024年4月1日施行

表2 「共用部分」の依頼に係る技術的審査料金

共用部分の床面積の合計	技術的審査料金
500㎡以内のもの	121,000 円
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	165,000 円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	264,000 円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	440,000 円
10,000㎡を超えるもの	別途見積

表3 「非住宅部分」の依頼に係る技術的審査料金

対象床面積の合計	技術的審査料金	
	標準入力法等	モデル建物法
1,000㎡以内のもの	462,000 円	253,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	528,000 円	297,000 円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	605,000 円	352,000 円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	715,000 円	418,000 円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	847,000 円	506,000 円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,155,000 円	660,000 円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,650,000 円	847,000 円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	2,200,000 円	1,056,000 円
200,000㎡を超え、300,000㎡以内のもの	2,970,000 円	1,375,000 円
300,000㎡を超え、500,000㎡以内のもの	3,630,000 円	1,650,000 円
500,000㎡を超えるもの	4,180,000 円	1,870,000 円

2) 法第54条第1項第2号に係る技術的審査料金

11,000円

3) 法第54条第1項第3号に係る技術的審査料金

11,000円

(2) 既に財団から適合証が交付された計画について、その計画を変更して依頼する場合に係る技術的審査料金の額は、以下により計算した額を合計した額とする。ただし、財団以外の者から適合証が交付された計画について、その計画を変更して依頼する場合に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして(1)に規定する額とする。(い)(ろ)(は)(に)

1) 法54条第1項第1号の認定基準を変更の場合

(1) 1) に規定する額に10分の7を乗じた額

2) 法54条第1項第2号の認定基準を変更の場合

11,000円

低炭素建築物新築等計画に係る 技術的審査料金規程

頁 No.3/3

LR-03-07

2013年1月31日制定

2024年3月5日改訂

2024年4月1日施行

3) 法第54条第1項第3号の認定基準を変更の場合
11,000円

2. 技術的審査料金の減額

- (1) 技術的審査の依頼を建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第6条の2第1項の確認と併せて行う場合は、1.(1)1)に規定する額に10分の9を乗じた額とする。（ただし、1.(2)に係るものは除く。）（ほ）（へ）
- (2) 技術的審査を効率的に実施できる場合（類似する複数棟の依頼により設計図書が高度に標準化されている場合等）は、実費を勘案して技術的審査料金を減額することができる。

3. その他

適合証記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更等により適合証を再交付するときの料金は、1通につき11,000円とする。（ろ）（に）（へ）

- (附則) この規程は、2013年1月31日より施行する。
- (附則) この規程は、2013年10月1日より施行する。（い）
- (附則) この規程は、2016年4月1日より施行する。（ろ）
- (附則) この規程は、2017年12月1日より施行する。（は）
- (附則) この規程は、2021年4月1日より施行する。（に）
- (附則) この規程は、2023年10月1日より施行する。（ほ）
- (附則) この規程は、2024年4月1日より施行する。（へ）